

●新型コロナウイルス感染症対策本部

※緊急事態宣言中の第7回から第14回までの会議は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部である。

日時	議題	内容等
(第1回) 令和2年3月17日 午後6時30分	(1)新型コロナウイルス感染症感染者の市内発生について (2)市の施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された際の対応方針(案)について (3)マスク・手掌用アルコール消毒液配布計画(案)について	市内ですべて初めての感染者発生を受け、対策本部(設置規程に基づく)を開催した。 ・市内ですべて発生した感染者の情報について、事務局より概要を報告した。 ・「市の施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された際の対応方針(案)」について決定した。 ・「市職員等から感染者が確認された場合の公表方針(案)」について決定した。 ・「マスク・手掌用アルコール消毒液配布計画(案)」について事務局より報告した。
(第2回) 令和2年3月18日 午後7時	・2例目の新型コロナウイルス感染症感染者の市内発生について	・市内で2例目の新型コロナウイルス感染者の発生について、事務局より概要を報告した。
(第3回) 令和2年3月19日 午後1時30分	(1)3例目の新型コロナウイルス感染症感染者の市内発生について (2)今後の市内発生時の体制について (3)その他	・市内で3例目の新型コロナウイルス感染者の発生について、事務局より概要を報告した。 ・今後、市内で感染者が発生した場合の対策本部の招集体制について確認した。
(第4回) 令和2年3月26日 午後4時	(1)新型コロナウイルス感染症による4月1日以降の各施設の対応について (2)その他	・公共施設について、3月5日から3月31日まで休館としていたが、4月1日から4月15日まで休館することを決定 ・公共施設を3月16日以降に再開する場合の基準について決定
(第5回) 令和2年4月3日 午前10時	(1)県立学校の授業再開を受けて市立学校の対応について (2)公共施設等の貸館再開について	・小中学校の臨時休校を4月19日までとし、再開日を4月20日とすることを決定した。 ・公共施設の休館を4月19日まで延長することを決定した。
(第6回) 令和2年4月7日 午後6時	(1)改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令について (2)小中学校の休校措置の延期について (3)公共施設の休止期間延期について (4)その他	・改正インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、事務局より説明した。 ・今後、緊急事態宣言が発令されることを受け、小中学校の休校措置の延長を確認した。 ・公共施設についても休館延長を確認した。
(第7回) 令和2年4月7日 午後6時	(1)新型コロナウイルス緊急事態宣言について (2)その他	・小中学校の入学式の延期と休業期間を5月6日までとすることを決定した。 ・公共施設の休館を5月6日まで延期することを決定した。

●新型コロナウイルス感染症対策本部

※緊急事態宣言中の第7回から第14回までの会議は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部である。

日時	議題	内容等
(第8回) 令和2年4月9日 午前9時	(1)市内4例目の感染者発生について (2)新型コロナウイルス給付金（仮称）事務の組織化について (3)その他	・市内で4例目の新型コロナウイルス感染者の発生について、事務局より概要を報告した。 ・新型コロナウイルス給付金（仮称）事務の組織化について、子ども・健康部長から説明した。
(第9回) 令和2年4月13日 午後1時30分	(1) 緊急事態宣言中の対応について (2) その他	・緊急事態宣言の発令を受け、各部の現状報告と今後の対応について協議した。
(第10回) 令和2年4月17日 午前10時	(1)職員が感染した時の対応と対策について (2)サテライト施設の検討について (3)その他	・今後の職員の勤務体制を2班体制とすることを決定した。 ・サテライトオフィスの準備概要について防災危機管理課長より説明した。
(第11回) 令和2年4月28日 午前10時	・小中学校の臨時休業期間について	・小中学校の臨時休業期間を5月31日までとすることを決定した。 ・公共施設の休館期間を5月31日までとすることを決定した。
(第12回) 令和2年5月11日 午前9時	(1) 職員の勤務体制について (2) 図書館、公園の再開について (3) その他	・5月12日以降の職員の勤務体制について決定した。 ・5月16日から図書館業務の一部再開を決定した。 ・5月18日からいろは親水公園の開放（駐車場は閉鎖）、単独遊具の使用再開を決定した。
(第13回) 令和2年5月15日 午前10時	(1) 政府による緊急事態宣言対象地域の見直しについて (2) 緊急事態宣言解除後の対応について	・政府が発表した一部地域の緊急事態宣言解除と今後の方向性について、事務局より説明した。 ・公共施設の再開やイベントの対応について、5月21日の政府方針の結果を受け、検討することを確認した。
(第14回) 令和2年5月22日 午前9時	(1)5都道県の緊急事態宣言解除の見送りについて (2)6月以降の公共施設の対応について	・政府が発表した一部地域の緊急事態宣言解除について事務局より説明した。 ・6月以降の公共施設の対応について協議した。26日に再度協議することを確認した。

●新型コロナウイルス感染症対策本部

※緊急事態宣言中の第7回から第14回までの会議は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部である。

日時	議題	内容等
(第15回) 令和2年5月26日 午前9時	(1)緊急事態宣言の解除について (2)6月以降の公共施設の対応について (3)今後の勤務のあり方について (4)その他	・ 政府が発表した緊急事態宣言の全面解除について、事務局より説明した。 ・ 6月以降の公共施設の対応について担当各部長より説明。6月1日以降に公共施設を順次再開することを決定した。 ・ 5月26日以降の勤務のあり方について決定した。
(第16回) 令和2年7月30日 午前10時30分	(1)志木市における市主催イベント等の実施方針について (2)その他	・ 8月1日以降から市が主催するイベント等を実施する際の目安について協議した。
(第17回) 令和2年9月2日 午前9時	(1)生徒の新型コロナウイルス感染症の感染について (2)その他	・ 9月1日に感染が確認された市立中学校生徒の経緯と概要について、教育政策部長より説明した。
(第18回) 令和2年11月4日 午前11時	(1)コロナ禍における市イベント事業の開催の目安について (2)貸館等実施に関する基準の一部改正について (3)その他	・ コロナ禍における市イベント事業の開催の目安を決定した。 ・ 貸館等実施に関する基準の一部を改正し11月9日から適用することを決定した。
(第19回) 令和2年11月18日 午後1時30分	(1)市内公立保育園でのコロナ陽性者の発生について (2)その他	・ 市内公立保育園児の感染が確認されたため、子ども・健康部長から概要と今後の対応策について説明した。 ・ 保育園の休園期間、記者発表内容等について協議した。
(第20回) 令和2年12月17日 午後1時30分	(1)新型コロナウイルスに係る消毒対応方針の制定について (2)市の施設等で感染者が確認された際の対応方針の一部改正について (3)市職員等から感染者が確認された際の公表方針の一部改正について	・ 消毒実施の判断基準、消毒対象範囲、消毒方法及び費用負担について決定した。 ・ 対応方針については、コロナウイルスに関する知見を踏まえ、現在の実施している対応状況に則したものに改正することを決定した。 ・ 公表方針に基づき公表する概要について、勤務場所・所属・症状経過・その他に一部改正することを決定した。
(第21回) 令和3年1月8日 午後1時30分	(1)緊急事態宣言中の公共施設の対応について (2)その他	・ 令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言を受け、市が管理する公共施設の対応について、午後8時以降を含む時間帯の利用中止を決定した。